

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2622号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955
発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

南部曲り家と鹿踊り(岩手県紫波町)



情	情	活	活	政	活	活	論
報	報	動	動	策	動	動	説
フォーラム	ムーブメント	フォーラム	ムーブメント	フォーラム	ムーブメント	フォーラム	ムーブメント
町村ナビ	政策リーダー	研究所誘致への道	地方公営企業等金融機構発起人会を開催	国と地方の定期意見交換会に山本全国町村会会長が出席	第29次地方制度調査会が「基礎自治体のあり方」の審議本格化	全国町村会役員が鳥獣被害対策の早期法制化を要請	山本全国町村会会長が20年度税制改正に要望
2	18	14	13	13	10	8	6
2	18	14	13	13	10	8	6
2	18	14	13	13	10	8	6

風林火山

閑話休題

千葉市女性センター名誉館長
NHK番組キャスター

加賀美 幸子

「疾きこと風の如く、徐なること
林の如く、侵略すること火の如く、
動かざること山の如し」
平成19年のNHK大河ドラマ「風
林火山」は、孫子のこの言葉を軍旗
に掲げ、乱世を戦い生きる武田晴信
(後の信玄)と武田の軍師山本勘助が
軸の物語。そして二人の前に立ち上
る、越後の長尾景虎(後の上杉謙
信)。戦国時代、最大の激戦・川中島
の戦いに至るまでの「夢や愛、憎し
みや野望、その底に流れ続ける人間
のやさしさや哀しみ、戦国のロマ
ン」が、茶の間のテレビに描かれて
きた。一年の大河の流れも、まもな
く、河口に近く、その流れは終りを
迎えようとしている。

父信虎から疎まれる、あの弱々し
くもストイックな青年時代の晴信か
ら、心身に威力をつけ、人間を強烈
に滲ませる、甲斐の虎・信玄へ変わ
り行く姿を变幻自在に演ずる市川龜
治郎さん。まだ30歳をほんの少し超
えたばかりの若手歌舞伎俳優亀治郎
さんのその力には多くの人が「物語」

と同時に惹き付けられるという。ナ
レーションを通して一年を見てきた
当方も、その役者力の深さ鮮やかさ
に驚くばかりである。過日対談の機
会があった。

「芝居は相手によって作られるも
の。自在でなければならぬ」と彼
は言う。自分ばかりに拘っていたら
自分どまり。相手の力を引き入れて
大きくなるということであろう。

山本勘助の内野聖陽さん、上杉謙
信のGacktさん、由布姫の柴本
幸さんはじめ、多くの見事な演技者
との相乗作用が迫りに迫ってくるド
ラマ「風林火山」である。さらに
「役者は、気が何より大事。演技は
磨けば上達するが、気がはさうい
うものではない」と若々しく語る亀
治郎さん。「自在」と「気」のあり
方。「気こそ、その人を、他と違っ
て際立たせてくれるもの。大河の魅
力をつくる亀治郎さんの力のありど
ころを伺いながら、自らの仕事や周
りの様子などを改めて考えさせられ
た対談のひとつであった。

写真キャプション

旧南部藩領に見られる「南部曲り家」は、住居と馬屋を直角に連結した南部地方特有の農家建築。馬の産地として知られた同地方で、寒冷地に適した飼育管理を行いやすいよう母屋と馬屋を一体に組み込んだ。紫波町に残る「武田家住宅」は、築後240余年の町指定文化財。伝統の四ツ壺鹿踊りを囲んで、収穫の秋に五穀豊穡を祈る。



町村からの世直しを

ジャーナリスト 松本 克夫



【プロフィール】

まつもと・よしお 1946年群馬県生まれ。69年日本経済新聞社入社。和歌山支局長、熊本支局長などを経て、99年から論説委員兼編集委員。自治・分権ジャーナリストの会の事務局を務める。2006年日本経済新聞社を退職。全国町村会の道州制と町村に関する研究会委員。

壊死する日本列島

最近、流行りになった限界集落という言葉は、そこに住む人たちにとってはさぞありがた迷惑な表現だろうが、都会に向かつて危機感を訴えるには都合がいい。国土交通省の調査によれば、七千八百余りある限界集落のうち、二千六百余りが十年後か、遠くない将来に消滅の危機にあるという。そう聞けば、

誰もが放つてはおけない課題だと気付く。身体の一部に血が回らなくなると壊死(えし)が起きるが、日本列島もまた末端が

ら腐り始めているような不安を覚えるだろう。

問題はその後である。稼く場がなくて、若い人たちが出て行くのは、地域間の経済競争に敗れた結果だから仕方がない。高齢者しか残っていないく、冠婚葬祭もままならないような有様なら、高齢者も町なかに下りてくればいい、という反応が優勢になりつつあるように見える。限界集落は早く切り捨て、財政負担を軽くした方がいいという判断である。劣勢な部門は切り捨て、優勢な部門に特化する「選択と集中」は企業立て直しの常道になっているが、そのビジネスの常識を地域にも当てはめようという乱暴な話である。経済の物差しでしか世の中を眺められないと、えてして短絡した思考になる。

集落の消滅と共に失われるものは大きい。集落やその集合である村や町には、その自然に合っ

論 説

た暮らしの知恵や技が蓄積されている。伝承された芸能や祭りもある。文化の源である。近代に入つて、ほかの産業と同列に農業や林業と呼ばれるようになったが、もともとは農林漁業などというものはない。必要なものは何でも自分の手でつくり出す、自然と付き合う技を窮めた百姓の暮らしがあつただけである。自然条件が異なれば、自然と付き合う技も異なる。それぞれの地域で、固有の暮らし、固有の文化、固有の風土が形成されていく。

集落や村の消滅は、そうした掛け替えのない文化や風土が消えていくことを意味する。生物世界でいえば、種が絶滅するよくなものである。コウノトリや

いのちを見失った果て

京都府綾部市は限界集落を支えるために「水源の里条例」を制定したが、限界集落の多くは水源の里である。ここから発した水が田を潤し、家庭の飲料水となり、川では無数のいのちが育まれる。「森は海の恋人」という粹な表現も生まれたが、山か

シマフクロウなど絶滅危惧種を保護しないと、生物世界全体が貧しくなる。その結果、人間にどんな災難が襲うか、予想もつかない。いろいろな種子が残っていないければ、農作物などの品種改良も難しい。将棋でも、持ち駒が豊富なら優位に立てる。豊富な投手陣を擁している野球チームは強い。人間社会も同じである。

集落の消滅は持ち駒が減ると同じで、文化の源泉が細っていくことだ。限界集落が消滅するのは仕方がないという人には、集落の傑作である見事な畑田を見せるといい。よほど鈍感な人でない限り、失われるのはあまりにも惜しいと納得するだろう。

らの養分によって海の魚介類も育つ。水源の里はいのちの源といてもいい。そこに住む人たちはいのちの源の番人である。番人が不在になったら、どうなるか。次々に産業廃棄物の処分場になって、有害物質が流れ出すかもしれない。いのちの源

が一転して、いのちを脅かす源になりかねない。間伐されないままに放置されている山林が増えている。豪雨に見舞われると山崩れを起こし、大量の流木が下流域を襲う光景はしばしば目にされている。水源の里が無人になれば、山の番人が不在になるのも同然である。山はさらに荒れるだろう。

私たちの頭の中では、「おかねの世界」と「いのちの世界」が同居している。誰もが重い病気になるれば、「おかねよりのち」と痛感するのに、日頃は圧倒的に「おかねの世界」が優勢である。限界的な集落や村は消えてもいいという判断は、「おかねの世界」から来る。山奥から海までのいのちはつながっており、そのつながりがたすぎ渡しのようにつまきいて初めて私たちは生かされているという「いのちの世界」では当たり前の感覚が失われていく。

「いのちの世界」の一員である限り、いのちのにぎわいこそ豊かさである。自治もまた、山川草木をも含めたいのちの自治でなければならぬ。いのちの

にぎわいを保つのに役立つ限りでしか「おかねの世界」の存在価値はない。ところが、経済的豊かさこそ幸せのもとと錯覚すると、おかねを増やすためなら、少しくらいいのちを犠牲にしてもいいという逆立ちした考えが生じる。集落や村は消えてもいいというのも、そうした倒錯の一種である。

いのちのつながりが見えなくなれば、いのちの映写幕ともいえる人の心が病まないではおかない。昭和三十年代ころまで家族の団らんをはじめ古き良き時代の面影が残っていたと振り返られることが多くなった。では、それ以降に何が起きたか。一方では、パソコンや携帯電話など昔には想像もつかなかった便利な製品が登場したが、社会現象も過去の想像を超えている。児童虐待など昔もないではなかったが、相談件数が年間三万件を超え、児童養護施設が満杯になるほどの事態は想像外である。いじめや家庭内暴力ももちろん。神戸の少年Aによる連続児童殺傷事件以来、心の闇を解き明かせない少年犯罪も後を絶

たない。多くの犯罪が心の病から発している。増加したうつ病や自殺者は心の病がまん延している直接の証である。心の病の発生には、様々な要因が絡まり

あっているとはいえず、「いのちの世界」を粗末にした罰であることは間違いない。山が荒れ、川が濁れば、人の心も病む。山河の病と人の病は一つである。

百姓の魂を呼び起こせ

経済的に豊かになるといっは、いろいろな物やサービスを買えるようになることだ。選択の幅が広がることである。人は誰も何らかの生産者ではあるが、経済的に豊かになるに従い、生活に必要なもののうち買うものの割合が増える。必要なものは自分でつくり出していた昔の百姓とは対極的な消費者になっていく。何のことはない。経済的に豊かになるとは、生活者としては無能力者に近づくとでしかない。かつて文部省が掲げた標語に従えば、「生きる力」の喪失である。確かに、パソコンを使って、ブログに書き込みをするような、以前には考えられなかった面で創造的な暮らしをしているとはいっもの、自然に働きかけて、手の技で自らの生活を支える点では、からつきし無力である。

その点、村や町には、生活をつくり出す力が残っている。もつくりは日本の産業の世界に誇るべき点だが、その原点は村や町にある。村の百姓は生活者としては万能の百の技を持つていることが誇りだったはずである。町の職人はそれが専門化したものだ。村から仕入れた素材を使って、より洗練されたものをつくり出すことが誇りである。自然を相手に、その地に一番ふさわしい固有のものをつくり出してこそ村や町は誇れる。百姓の魂を失った村や職人の魂を失った町は生命力を失う。見かけとは違い、町村の危機の核心は経済よりむしろ文化の衰弱にある。

落とし穴があった。特定の農産物を増産させる選択的拡大と広域流通を推し進める農業近代化は百姓の魂を衰えさせた。町家や町並みはその土地なりの創意工夫を蓄積したものだだったが、近代化の過程で壊れていった。全国チェーンの店ばかりになれば、町は何かをつくり出す場ではなくなり、全国ブランドの製品の集散所になってしまふ。輸入自由化によって農林漁業は苦境に陥り、地場産業は衰えた。それが村や町の衰退を招いていることは確かだが、村や町が自壊した面も否定できない。

地域づくりの成功例を見ると、特産品をヒットさせたり、

連帯を求めて

村や町を丸ごとブランド化したり、地域が企業に倣ってベンチャービジネス化した事例が目立つ。しかし、大方のベンチャービジネスと違うのは、地域の暮らしの延長上に成立したビジネスだという点である。それが料理であれ古い民家であれば、その地域の暮らしの粋であれば必ず人を引きつける。地元で当たり前と思っているものの中に先人の知恵が結晶しているからだ。市販の惣菜に頼るような都会と同じ暮らしになつたら、外部からは何の魅力もない。その地域で暮らすための独特の技を窮めてこそ、人の心を打つ。

地方では、地域間格差の拡大に対する懸念は強い。しかし、それは「おかねの世界」の話である。「いのちの世界」に立ち戻れば、東京をはじめ地域間競争の勝ち組もまた病んでいる。消費者化した人々の「生きる力」は弱まり、いのちのつながりを見失ったことによる心の病が広がっている。「おかね」は十分に持つ大都市も、町村が持つ「生きる力」を分けてもらわなければ、衰弱してしまふに違いない。町村の「生きる力」と大都市の「おかね」との交換がうまくいけば、双方が息を吹き返す。その障害となつていのは、大都市側の想像力の欠如である。大都市住民の中で、田舎出身者の一代目が減り、二代

論 説

目、三代目の割合が増えるにつれ、想像力はますます働かなくなる。

町村の側から働きかけるしかない。顔の見える関係を無数に築き、例えばご飯を毎日食べる

生活が棚田の風景を守り、メダカや赤トンボなどのいのちのちのちぎわいにつながっていることを

気付かせない限り、大都市と町村との間の連帯感は深まらない。連帯感が欠けている限り、

国が地方に配分する金はすべてバラマキと否定的に意識されるだけだ。大都市が一方的に犠牲を払っているという被害者意識

である。イタリアから始まった運動にスローフード運動がある。ファーストフードに対抗した名称である。グローバル化の進展とともに

に強まる全国画一的なファーストフード的な暮らしへの圧力をはね返し、郷土の風景や農産物や

料理や小さなレストランを大事にする運動である。先祖代々築き上げてきた自分たち固有の暮らしに誇りを持ち、引き継いで

いこうという志である。これは世界中の村や町が当然抱くべき

ものだ。いわば百姓魂である。これさえあれば、村や町は元気でいられる。イタリアに元気の村や町が多いといわれるのも、地域に根ざした暮らしへのこだわりがあるせいだろう。

スローフード的な考え方は大都市にも押し広げられるべきものだ。地域によりそれぞれ異なる暮らしがあることが豊かさの源泉であり、消費者にとってもそれらを味わえることが無上の楽しみであることを気付かせなければならぬ。世界遺産に指定されるものは限られているが、それほどではなくとも、一つ一つの集落や町村はすべて貴重な遺産であり、消滅させることは人類の損失であると訴えなければならぬ。

「おかねの世界」の虜になった人々を「いのちの世界」に立ち返らせ、回心させることである。昔風にいえば、世直しである。町村は自らの「生きる力」を蘇らせるとともに、外に向かつて世直しの旗を掲げなければならぬ。日本全体の世直し

なしには、町村も存亡の危機を乗り切れない。

都道府県別市町村数

(平成19年12月1日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	130	15	145	35	180	富山県	4	1	5	10	15	岡山県	10	2	12	15	27
青森県	22	8	30	10	40	石川県	9	0	9	10	19	広島県	9	0	9	14	23
岩手県	16	6	22	13	35	福井県	8	0	8	9	17	山口県	9	0	9	13	22
宮城県	22	1	23	13	36	長野県	25	37	62	19	81	徳島県	15	1	16	8	24
秋田県	9	3	12	13	25	岐阜県	19	2	21	21	42	香川県	9	0	9	8	17
山形県	19	3	22	13	35	静岡県	19	0	19	23	42	愛媛県	9	0	9	11	20
福島県	32	15	47	13	60	愛知県	26	2	28	35	63	高知県	18	6	24	11	35
茨城県	10	2	12	32	44	三重県	15	0	15	14	29	福岡県	34	4	38	28	66
栃木県	17	0	17	14	31	滋賀県	13	0	13	13	26	佐賀県	10	0	10	10	20
群馬県	16	10	26	12	38	京都府	10	1	11	15	26	長崎県	10	0	10	13	23
埼玉県	29	1	30	40	70	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	26	8	34	14	48
千葉県	17	3	20	36	56	兵庫県	12	0	12	29	41	大分県	3	1	4	14	18
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	15	12	27	12	39	宮崎県	18	3	21	9	30
神奈川県	13	1	14	19	33	和歌山県	20	1	21	9	30	鹿児島県	24	4	28	18	46
山梨県	9	6	15	13	28	鳥取県	14	1	15	4	19	沖縄県	11	19	30	11	41
新潟県	9	6	15	20	35	島根県	12	1	13	8	21	合計	820	195	1,015	783	1,798

山本全国町村会長が

20年度税制改正で要望



意見を述べる山本全国町村会長

自民党の総務部会・地方行政調査会、法務・自治関係団体委員会は11月7日午後、自民党本部で合同会議を開き、全国町村会ほか地方六団体などから平成20年度の税制改正に関するヒアリングを行った。

本会からは山本文男会長（福岡県添田町長）が出席した。

山本会長は、「地方交付税が大幅に削減され、また地域間格差にも苦しんでいる。地方交付税を以前のように復元してもらいたい。また、「頑張る地方応援プログラム」は制度の趣旨は良いが、財源を地方交付税で措置しており、自分たちの取り分を奪い合うようなもので、ありがたくない。交付税とは別枠の財源で措置してもらいたい」などと発言した。

さらに道路特定財源については、「地方道、特に町村道の整備はまだ不十分であり、道路特定財源は現行を維持してもらいたい」と要望した。

全国町村会の平成20年度税制改正に関する要望は次のとおり。

平成20年度税制改正に関する要望

町村は税源が乏しい中、農林水産業の振興はもとより、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

このため、厳しい条件の下、自らも積極的に町村行財政改革に取り組んでいるところであるが、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、税源移譲と偏在性の少ない地方税体系を構築することや、地方交付税を復元することなど、一般財源の充実確保が不可欠である。

よって、平成20年度税制改正にあたっては、町村が円滑な財政運営を行えるよう、地域間格差の解消をはかり、町村税源を充実強化するため、特に下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

記

1、国から地方への税源移譲等

地方税は、地方分権を實質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものである。国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を5・5とすることを目標に、次に、その充実強化を図

活 動

ること。

ア、偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税を充実強化すること。

イ、地方税は地域偏在性の少ない税目構成とすること。

ウ、具体的な税源移譲の検討にあつては、町村は人口、従業員数とモに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばず、財政力格差の拡大が懸念されるため、町村の実情を考慮すること。

エ、平成19年に行われた税源移譲の実施に伴い設けられた個人住民税における住宅借入金等特別税額控除や年度間の所得変動にかかる経過措置について周知徹底を図ること。

また、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に伴う地方の減収額及び年度間の所得変動にかかる経過措置に伴う地方の負担額（歳出還付額）については全額国費で確実に補填すること。

2、個人住民税の充実確保

(1)個人住民税は、町村における負担分を基調とした基幹的な税目であるので、安定的に充実するよう措置すること。その際、均等割の税率引き上げや諸控除の見直しを検討するとともに、新たな政策的控除は行わないこと。

(2)公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、公的年金等からの特別徴収については、所得税や介護保険料において同様の制度が既に導入されていることを踏まえ、個人住民税に

おいても早急を実施すること。また、これに伴う町村のシステム開発等にかかる財政的負担については十分な財政措置を講じること。

3、法人住民税等の充実確保

地方法人課税に関しては、町村にとつて重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合を適正化すること。

4、固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、安定的に確保できるよう配慮すること。

特に、償却資産については、資産課税としての性格を踏まえることに加え、平成19年度税制改正における議論の経緯に鑑み、現行の評価方法を堅持すること。

5、入湯税の堅持

入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとつて、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

6、ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密

接な関連を有しており、町村の地域振興を図る上で重要な財源となっているため、現行制度を堅持すること。

7、軽自動車税の充実改善

軽自動車税の各標準税率を引き上げることを。

特に、原動機付自転車については、一台当たりの税収入額が徴税費用を下回っている現状となっていることから、税率を大幅に引き上げること。

また、軽自動車税の徴収率の向上を図るため、軽自動車等の名義変更時及び廃車時等において、納税確認を義務付けること。

8、いわゆる「ふるさと納税制度」について

「ふるさと」に対する納税者の貢献や関わりの深い地域への応援が可能となるような税制上の方策（いわゆる「ふるさと納税制度」）については、地方税の課税原則等を踏まえつつ、地方団体の事務負担に十分配慮した検討がなされること。

9、市町村道路財源の充実強化

道路特定財源については、道路が果たす役割や整備が遅れている市町村道の現状を踏まえるとともに、市町村の道路関係経費に占める道路特定財源の割合は21%（平成17年度）と極めて低く、大幅に不足していることから、現行の税率水準を維持した上で、市町村への配分割合を引き上げるなど、市町村道路財源の充実

強化を図ること。

10、環境税の導入による町村財源の強化

いわゆる環境税制については、環境施策において町村の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、町村財源が強化されるよう配慮するとともに、その早期導入を図ること。

11、非課税等特別措置の整理合理化

租税負担の公平を期す見地から、非課税等特別措置については、さらに整理合理化すること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置を整理合理化すること。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

12、地縁団体に対する課税の取扱い

非営利法人制度の改革にあたっては、自治会等の地縁団体に対する課税の取扱いについて、課税強化とされないようにすること。

13、非居住者等の受け取る地方公営企業等金融機構債券等の利子にかかる非課税制度の創設

地方公営企業等金融機構が発行する債券・公営企業金融公庫が発行する債券が承継する債券を含む）の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

自民党 有害鳥獣対策会議

全国町村会役員が 鳥獣被害対策の早期法制化を要請

自民党の山村振興委員会（委員長…二田孝治衆議院議員）と有害鳥獣対策議員連盟（会長…衛藤征士郎衆議院議員）は、11月7日午前、自民党本部で合同会議を開き、議員立法で検討中の「鳥獣被害対策に係る特別措置法」の法案を了承した。

本会からは山本文男会長（福岡県添田町長）、近藤徳光副会長（愛知県幸田町長）をはじめ17名の役員が出席し、法律の早期制定を求めた。

会合では法案の取りまとめにあたった宮路和明農林漁業有害鳥獣対策検討チーム座長が法案を説明した。

この中で宮路座長は、本年3月から検討に着手したが、有害鳥獣対策は、これまで農林水産省、環境省、警察庁など所管がまたがり対策が進まなかったとし、今回立法府として議員立法でまとめたと経緯を説明した。

法案では、農林水産大臣が有害鳥獣による被害防止施策の「基本指針」を策定、市町村がこれに即した「被害防止計画」を作成の上、「有害鳥獣捕獲隊」を設置、有害鳥獣の捕獲許可をできるなどとしている。

このうち、「有害鳥獣捕獲隊」については、市町村職員や関係団体、猟友会などが構成員になるとし駆除活動に際しては、ライフル銃の所持許可要件の緩和、狩猟税の軽減措置などを定めている。

なお、財政措置については、特別地方交付

税などの拡充等「必要な財政上の措置を講ずる」としている。また、農林水産省も20年度予算の概算要求の中で関連経費28億円を要求している。

山本全国町村会会長は、「有害鳥獣の被害が増えてきておりその対策が財政悪化の要因にもなっている」と実情を説明。「被害が相次ぎ農家が生産意欲を失えば、農業が成り立たなくなり、地域の崩壊にもつながる」とし、「最も重要なのは農家が生産意欲を喪失しないようにすることだ」と訴えた。その上で、この法案により対策が市町村に任せられることに對し謝意を表しつつ、「農山漁村の活力がよみがえるきっかけとなれば」と期待を述べた。そして「実施後問題が生じた際には改善してもらいたい」として、法律の早期制定を求めた。

また、柏木廣文常任理事（三重県大紀町長）は、「有害鳥獣被害が深刻になったのは、農地や林地の放置に原因がある」とし、「国の責任で抜本的かつ緻密な対策を講じるべきだ」と訴えた。

このほか、出席した議員からも鳥獣被害対策を国の事業としてやるべきだとする意見や、地方交付税の総額確保が重要だ、などとする意見が出された。

法案は今後、自民党内の手続き等を経て、今臨時国会に提出される予定となっている。

活 動

有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための
特別措置に関する法律案(概要)

1、目的

農山漁村地域において有害鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることにかんがみ、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進。

農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与。

2、農林水産大臣による
基本指針の策定

農林水産大臣は、有害鳥獣によ



意見を述べる山本全国町村会長

る農林水産業等に係る被害を防止するための施策を総合的かつ効果的に実施するための基本指針を定めるものとする(環境大臣が定める鳥獣保護法の基本指針との整合性の確保等)。

3、市町村による被害防止計画の作成

市町村は、基本指針に即して、単独で又は共同して、被害防止計画を定めることができること(都道府県知事が定める鳥獣保護事業計画との調和等)。

4、有害鳥獣の捕獲の許可権限の委譲

被害防止計画を定めた市町村は、都道府県に代わって、自ら農林水産業等に係る被害の防止のための有害鳥獣の捕獲の許可権限を行使することができる制度を設けること。

5、財政上の措置

国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく施策が円滑に実施されるよう、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

6、有害鳥獣捕獲隊の設置

市町村は、被害防止計画に基づく有害鳥獣の捕獲を適切に実施す

るため、有害鳥獣捕獲隊を設けることができること(民間人の隊員は非常勤の市町村職員とする)と、隊員について狩猟税の軽減のための措置を講ずること。

7、その他

国、地方公共団体等の連携及び協力、有害鳥獣の生息数及び農林水産業被害の実態の把握、調査研究及び技術開発の推進、人材の育成、鳥獣の生息環境の整備及び保全、被害防止施策の重要性に関する国民の理解の増進、狩猟免許に係る手続の迅速化等の規定を置くこと。

【参考】

1、有害鳥獣捕獲隊員の

ライフル銃の所持について
銃刀法第5条の2第4項の運用により対応できる。

(市町村の職員は、常勤・非常勤を問わず、銃刀法第5条の2第4項の「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当し得る。)

2、自衛隊の活用について

自衛隊法第100条「土木工事等の受託」に基づいて、市町村から申出があった場合、自衛隊は協力することができる。

行政

地方 模様

第29次地方制度調査会が

「基礎自治体のあり方」の審議本格化 「西尾私案」の制度化検討へ

第29次地方制度調査会（会長・中村邦夫松下電器会長）の審議が本格化してきた。テーマは、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方。監査機能の充実・強化と議会制度のあり方の2本柱。「更なる市町村合併」は委員からの反発もあり、ひとまず脇に置かれた格好だが、第27次地制調からの宿題である「合併困難な市町村に対する特別の方策」、いわゆる「西尾私案」の制度化を真正面から検討する。2001年3月の合併新法の期限切れ後もなお残る小規模な自治体を「特別団体」（窓口町村）等にする構想だ。対象自治体や移行方式、さらに「特別団体」が担う事務などを詰め、同調査会が任期を迎える09年7月までに答申する。平成の大合併の後も町村は新たな対応を求められることになりそうだ。

◆合併の検証から審議開始

7月3日に発足した第29次地制調は、9月12日の第2回総会で審議事項を正式決定した。審議事項のうち「基礎自治体のあり方」では、合併した市町村・合併していない市町村の評価・検証・分析、基礎自治体の果たすべき役割、今後の基礎自治体の組織・体制・

公務員のあり方、小規模市町村に對する方策、を検討項目に挙げた。

これを受けて、専門小委員会（小委員長・林宜嗣関西学院大学教授）では10月5日の第2回会合から「合併の評価・検証・分析」の具体的な審議に入った。この「合併の検証」は、第1回総会で、山本文男全国町村会長（福岡県添田

町長）が「（町村は）六割が合併したが、住民から合併して良かったと聞こえてこない。合併の検証もしないで次の合併をやれと言われなくても簡単にいかない」と指摘したことを受けたものだ。

総務省は、さっそく第2回小委員会に「未合併要因の調査」結果を報告した。平成の大合併で合併していない全1、252団体を対象に未合併の要因を調査したものの。それによると、未合併の理由では「合併の意見集約ができなかった」34%、複数回答が最も多く、次いで「合併せず単独で運営を考えた」31%、「合併を望んだが合併相手が消極的・否定的」26%、「合併協議事項で合意されなかった」18%などがあつた。また、「離島や山間地等に位置し距離が遠く合併が困難」は5%、58団体）だった。なお、最も多かった「意見集約できなかった」422団体（の内訳では、「住民・住民団体」が362団体で、「議会」で意見集約できなかった138団体

を大きく上回った。「単独で運営」を選択した386団体では、「行革で将来的に単独運営が可能」が152団体ある一方、「合併で独自のまちづくり・政策継続が困難」との回答も128団体あつた。

また、第3回小委員会では市町村長らから意見聴取した。その中で、2町村を吸収合併した熊坂義裕若手県宮古市長は「合併は最大の行財政改革だ。デメリットはない。首長がその気になれば絶対合併できる。合併できないのは、首長にその気がないからだ」と指摘。これに対し、世界遺産・白神山地を抱える石岡錬一郎秋田県藤里町長は、合併反対の住民アンケートも踏まえ「我々の良さを残したいとの強い願いで単独を選択した」と単独運営を決めた経緯を紹介した。一方、大分県中津市に吸収合併された池田勝一旧山国町長は、「合併しなくて済むならしないでほしいとの声が大だが、将来的な財政展望等で合併やむなしとの7割の町民の支持もあり総合的に判断して合併に踏み切った」と悩んだ末での合併決断を語った。

政 策

これらの「合併の検証」をめぐり、小委員会では「合併は住民のためにやっているはず。合併評価には市民の評価が必要だが全部自治体に聞いている」片山善博慶応大学教授、「合併しない選択をしたところの住民はどう思っているのか」(大山礼子駒沢大学教授)など、合併検証のさらなる調査を求める意見が出た。しかし、総務省では「合併の検証」は今回で終え、12月は「監査機能の充実・強化」を審議、来年以降からは「基礎自治体のあり方」のその他の検討項目の審議に入る方針だ。

◆「特例団体」制度の具体化検討へ

今後の検討項目で注目されるのが「小規模町村に対する方策」だ。「審議事項」を検討した8月7日の第1回専門小委員会で、事務局の総務省が「審議事項」案を提案。その中で、担当課長は「更なる市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」について、「基礎自治体と同じタイプであるべきか、複数タイプがあつていいのか」との問題意識を提起するとともに、「小規模市町村に対する方策」では、「基礎自治体として期待される役割を担うことが困難な小規模自治体、1万人未満町村は平成20年1月時点も490余りある見込みだ」とこの小規模町村について、第27次調査会

で引き続き検討するとされた事務配分特例、これは自治事務のうち窓口サービスだけを処理し、それ以外は都道府県に担ってもらうことを検討したらどうか」と説明。いわゆる「西尾私案」の検討を公式に提案した。

いわゆる「西尾私案」は、第27次地制調に提案されたが、「町村を強制的に消滅させるものだ」などと町村側が猛反発。このため、一端は消えたものの第27次答申にはしつかり「引き続き検討」とされた。今回の総務省の提案は、それを受けたものだ。

第27次地制調査会が「合併困難な市町村に対する特別の方策」として検討項目に挙げたのは、都道府県が関わる手続きにより市町村合併を行う新たな仕組み(いわゆる「内部団体移行」方式)、広域連携の新たな方策、特例的団体の制度の導入(いわゆる「事務配分特例」方式)の3方式。

うち、「内部団体移行」方式は、自らは合併を希望し、さらに合併新法で都道府県知事があつせん等を行うても合併できない市町村を「都道府県知事が関わる手続きによって市町村の合併を行う新たな仕組み」を制度化するもの。合併を希望するものの借金を抱えるなどの事情から合併を拒否された市町村を隣接市等に合併させる、半ば「逆強制合併」ともいえるもの

だ。総務省の「未合併要因」調査で「合併を望んだが合併相手が消極的」と回答した330団体などが対象となる。また、「事務配分特例」方式は、いわゆる「西尾私案」を具体化するもの。法令の義務づけのない自治事務は一般的に処理するほか、通常の基礎自治体に法令上義務づけられた事務は「窓口サービス等その一部のみ」を処理。都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける。都道府県が事務処理を近隣市等へ委託することも認める。このほか、「広域連携の新たな方策」は、合併新法下でも合併が客観的に困難な市町村に対して、「基礎自治体のみによって構成される広域連合制度の充実等の広域連携の方策により対応」する仕組み。当時、全国町村会が「西尾私案」等への対案として提言した「市町村連合」を受けたものだ。

今後、小委員会では、これらの具体化に向けた審議に入る。

◆新たな合併推進策も検討へ

一方、第29次地制調では、併せて合併新法後の新たな市町村合併の推進方策のあり方も検討するとみられる。「審議項目」には明記されていないが、同課題については、専門小委員会の初日から議論が「沸騰」した。冒頭、総務省が提案した「今後の審議事項」案で

は、「更なる市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」と諮問事項にはない「更なる」が付け加わっていた。このため、西尾委員長(東京市政調査会理事長)が「平成22年3月(合併新法の期限切れ)をもって平成の市町村合併は終止符を打つべきだ。長い間市町村合併を続けてきたおかげで市町村の腰は落ち着かない。これは非常に不健全な状態だ」と指摘。「更なる」という表題をつけると(市町村合併を)第3期まで検討するという危惧がある。それ以上やるというなら、私は反対する」と明言。さらに、他の委員からも「更なる」は取ってほしい。価値判断が入っている、武田公子金沢大学教授、「更なる」を取ることを決める必要はないのか、名和田是彦法政大学教授)と詰め寄られ、瀧野欣彌総務事務次官が「総理から(の諮問事項)は書いてないから、取っても支障があるとは思わない」と回答。すかさず、西尾氏が「ありがたいございます」と述べて「更なる」が「審議事項」から落ちた経緯がある。

さらに、第2回専門小委員会でも、名和田委員が基礎自治体論をめぐり「合併が進んでたくさん仕事を受け持つようになると、早晚担任できない小規模市町村が出てきて、それは基礎自治体ではなく何か違う特別な地方自治体の類

型をつくるという方向になりやすい」と問題を提起。武田委員も、基礎自治体と合併問題をセツトで論じるのはなぜか。基礎自治体の役割の定義のあり方によっては、合併せず残っている小規模な自治体の存在意義が否定される懸念を持つ」と疑問を呈した。

しかし、林小委員長は「分権を進め基礎自治体の役割が今後さらに大きくなるところから出発して、基礎自治体の行政体制のいかにあるべきかを議論する」「合併も一つの選択肢としてあり得るかもしれない」と述べた。その上で、「今、(合併新法の)期限が切れることもあるので、その辺りも含めてどうするか、地域活性化とか分権の話が同時に出てきているから時間軸を整理しなければならぬ」と述べ、合併新法後の新たな合併推進方策の検討に含みをもたせた。

◆基礎自治体強化に「事務返上」論も？

第29次地制調の審議はスタートしたばかり。今後の審議の行方は、まだ不透明だ。しかし、第2期分権改革のあり方を検討している政府の地方分権改革推進委員会(丹羽宇一郎委員長)では、来年以降、順次勧告を行い、政府は3年以内に「新分権一括法」を制定する。同委員会がこのほどまとめた「中間取りまとめ」では、「地方が

主役の国づくり」に向けて、「地方政府」の確立のための権限移譲を盛り込んだ。それがどこまで実現するかはともかく、今後分権改革の中で、分権の受け皿整備」として「基礎自治体」のさらなる強化と、その一環として市町村合併を求め背景は変わりそうにない。

合併新法後の新たな合併推進方策については、西尾委員の反発もあり、第2期 平成の大合併」ともいべき大合併に向けた新方策まで総務省が踏み込むかは未定だ。しかし、何らかの合併推進法制が新たに用意されるとみるべきだろう。合併新法は10年3月に期限を迎える。その後、何の合併推進法制も無い事態は想定しがたい。

一方、いわゆる「西尾私案」だが、同「私案」では、小規模町村は自動的(強制)に「特例団体」に移行する仕組みとなっていた。今後、地制調では、特例団体の対象(人口1万人など) 移行の方式(強制か選択性か) 特例町村が担う事務・事業・などについて詰めの検討に入るとみられる。当然、同構想には町村側の反発も予想されるが、地制調の審議事項に正式に盛り込まれた以上、町村側は新たな対応を求められそう

だ。全国町村会では広域行政・広域連携への対応策として「市町村連合」を提言したが、制度化には

至っていない。一方、総務省は広域連合について、「寄合所帯で起動性に欠ける、行革時代に新たな組織創設は困難」と消極的である。各地で公選の首長(連合長)のほか、現行法で認められていない「課税権」も持つ機動性・統一性をもった「市町村連合」の創設の動きが出てこなければ、「市町村連合」構想の検討は総務省からは「相手」にされそうにない。

一方、「特例団体」だが、西尾氏は今年2月の自民党道州制調査会で講演。「特例町村制」について「任意的事務の自治権は一切縮小しない。義務的事務の範囲を『窓口事務等』に限定する」と説明するとともに、町村側の「窓口事務」への反発を踏まえて保育園や小学校の権限を持つことも想定されるとの認識を示した。

「第2期分権改革」では、さらなる権限移譲で「総合行政主体」としての基礎自治体の強化が基本方針となっている。しかし、単独運営を選択した町村や合併困難な小規模市町村からは「これ以上の事務権限の増加は不可能」として「事務返上」を求める声も出てくることと予想される。ちなみに、小規模町村が多いといわれるフランスでは約3万6、500ある市町村のうち人口1万人以上は2%で、人口1、000人未満が75%も占める。しかし、9割の市町村では

職員が平均7人で、窓口も週のうち数日しか開けていない。当然、処理する事務事業は日本の市町村に比べ極端に少ない。それでも、フランス革命以前から市町村数は変化がない。それだけ住民の愛着は強い。「西尾私案」への町村側の反発は、「窓口」事務以外を取り上げて現行の町村を「二級町村」に格下げするなど国の一方的な押しつけがあったといえる。しかし、フランスの小規模町村は、「特例団体」の「先例」ともいえる。

増田寛也総務相が11月8日の経済財政諮問会議で提案した「地方と都市の再生」プログラムでは、地方交付税に「特別枠」を設け、特に財政力の弱い町村を中心に支援する方針を打ち出したが、同時に今後5年間で14・3兆円削減する「骨太方針2006」の歳出改革方針の堅持も明言した。地方交付税の総額は今後も縮小することはあっても増額はあまり期待できそうにない。平成の大合併では、多くの町村が将来の財政難を背景に合併を選んだ。今後も厳しい財政状況が続くと予想される中、町村側は「特例団体」の制度化をただ眺めて待つのでなく、「事務返上」の視点から「西尾私案」を逆手にとった具体策の検討も求められそう

(自治日報記者 井田正夫)

活 動

国と地方の定期意見交換会に山本全国町村会長が出席

地方六団体の代表は、11月7日午後、内閣総理大臣官邸で開かれた「国と地方の定期意見交換会」に臨んだ。本会からは山本文男会長(福岡県添田町長)が出席した。

政府側からは、町村信孝内閣官房長官、増田寛也総務大臣、額賀福志郎財務大臣、大田弘子経済財政政策担当大臣らが出席した。

今回の会合は、平成17年12月以来途絶えていた「国と地方の協議の場」(14回にわたり開催)について、地方側からの復活要請に応える形で開催されたもの。町村官房長官は冒頭、「重要な政策課題について、節目ごとに意見交換を行いたい」と挨拶、今後定期的、継続的に開催する考えを表明した。

山本会長は、政府による市町村合併の推進を棚上げにすること、「頑張る地方応援プログラム」を地方交付税とは別枠で財源措置すること等について発言した。



左端が山本全国町村会長



地方公営企業等金融機構発起人会を開催

平成20年10月に廃止となる地方公営企業金融公庫の後継機関となる「地方公営企業等金融機構」の発起人会が、11月7日午後、東京・平河町の都道府県会館で開催された。

発起人には地方六団体の会長が就任、発起人会代表に麻生渡全国知事会会長(福岡県知事)が、同代表代理に本会の山本文男会長(福岡県添田町長)と佐竹敬久全国市長会会長(秋田市市長)が就任した。

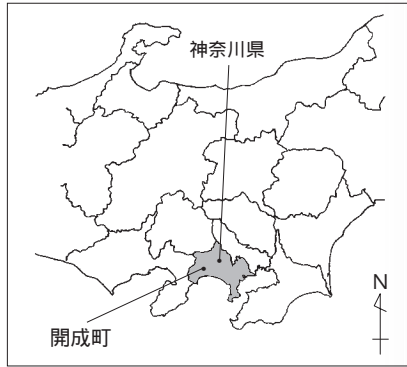
また、「地方公営企業等金融機構設立準備室」も同日設置され6名の職員に麻生知事会会長から辞令が交付された。

今後、準備室を中心に機構の設立に向けた、定款や事業計画書の策定作業などの準備作業が進められる。



辞令交付の様様

研究所誘致への道 戦略と戦術



人材こそ命

私が町長に就任したのは、平成10年(1998年)です。42歳でした。町役場という組織に飛び込んで最初に感じたのは、思った以上に優秀な人材がいるということです。町役場といいますが、ゆるま湯という先人観にとらわれていました。その曇った眼に、やる気のある若い世代の職員が新鮮に映りました。彼らは、年功序列の壁でなかなか頭角を出せませんでした。一挙にこの壁は崩せま

せん。まず、ナンバー2の助役には、民間企業の総務部長を務めた方に就任してもらいました。外部の風を入れるとともに、私が、年が若いので、役場内の年齢の高い方々に対する防波堤になつてもらおうという狙いです。2期目は、役場の内部から登用しました。若手を登用するためには、内部の人事を流動化させなくてはなりません。そして、優秀な若手の登用を行いました。とにかく、小さな町にとって、生命線は、人材です。小さな町こそ優秀な人材が必要です。

らじや

とにかく開成町の名前を有名にしようと思いました。小さな町でするので色々なことに手を出すだけの余裕はありません。かつての学生運動の「スローガン」「転突破、全面展開」です。町の花、あじさいに徹底してこだわりました。マスコミを活用して東京や横浜など大都市の方々に田園に広がるあじさい



かい せい まち
神奈川県 開 成 町

色とりどりの花が咲くあじさいの里

フォーラム

毎年6月に開催されるあじさいまつり



いの景観を知ってもらうことに努めました。水田のあぜ道にいつせいに植わっているあじさいの景観は、開成町だけにしかありません。この独自性が大切ですが、金太郎給みないな町を創っても、意味はありません。「らしさ」にこだわりました。

開成町は、面積が、6・56平方キロ。神奈川県で一番狭い町です。でも、平らです。この特色を活かして自転車の町を目指そうという試みもスタートさせました。平成12年、建設省(現在の国土交通省)からモデル都市の指定を受けることができました。ただ、その後の、事業は、中途半端でした。補助は不十分で掛け声倒れでした。しかし、自転車の町づくりへ

挑戦しているという好印象は、残りました。

歴史と文化の拠点づくりもこだわりました。代々名主を務めていられた瀬戸家から土地と建物全てを町に寄付していただけたというまれに見るご好意がありました。かやぶき屋根の屋敷の広さは、1800坪です。改修には、4億円以上かかりましたが、無借金でやりました。国と県から補助を取り付け、町の負担を40パーセント程度に抑えました。文化財ですが、自由自在に利用してもらうのを基本方針にしました。2005年平成17年オープンしました。人気です。

飲水思源 いんすいしげん

現在、開成町は、人口が急増しています。私が町長に就任した9年前は、12,800人。今、16,000人。人口増加率は、県でトップクラスです。神奈川県でも小さな町村は、人口が減り始めている中で目立っています。緑豊かな環境が残っている一方で、開発が進み便利でもあるという町の魅力が人口増の最大の要因だと思っています。一言で言えば、「便利な田舎」です。こうした町づくりは、一朝一夕には行きませんでした。「土地区画整理事業」といって、土地利用がしやすいように道

駅前の街並み



路などを計画的に配置して開発を進める事業を歴代の町政で取り組んできました。この結果、長年の悲願でありました小田急線・開成駅の開設にこぎつけました。駅周辺を中心に整然とした町並みを用意することができました。こうした土地が絡む事業の推進は、非常に難しい面があります。地権者の説得が大変です。中国に水を飲む時は井戸を掘った人を思えという言葉があります。飲水思源(いんすいしげん)、この言葉通り、計画に沿って、ぶれることなく町づくりを進めてこられた先輩世代の皆さんに深く感謝しなくてはなりません。

うれしい悲鳴

人口増に伴って対処しなくてはならない課題もあります。最大の課題は、児童・生徒数の増加にどう対処するかです。小学校の児童数は1,000人を突破しました。学校の用地は、開発がこれから進む地域に既に用意してありましたが、これも、先輩のおかげです。新たな学校を造るにあたっては、思い切って、現在ある学校を低学

年専用にして、新しい学校を高学年にして開成町にしか出来ない特色ある学校を創ろうと提案しました。素晴らしい案だと思ったのですが、父兄から、反発が強く、方針転換しました。新設小学校は、平成22年4月開校を目指しています。また、周辺の開発事業と一体で進めますので学校の周辺は、緑豊かな公園となります。小学校を街づくりの中核に据えるという考え方、開発をめぐる新たな発想だと思っています。教育に関心を寄せる人々の定住を促すはずだと期待しています。

フォーラム

自立への模索

国と地方の役割分担の見直しによって私たち市町村の仕事量は、福祉分野を中心に増える一方で、でも財源は、増えません。税収源となる先端企業の誘致しかありません。狭い町ですので、広大な敷地が必要な製造工場の誘致はできません。環境にも配慮すると最先端企業の研究所が最も望ましいことは言うまでもありません。既存の研究所が町内にある富士フィルムの新研究所誘致一本に絞りました。町長2期目に入った平成14年頃から動き出しました。



富士フィルム先端コア技術研究所

開成町が特色のある町づくりを進めていることが、徐々に知られてきたタイミングでした。一挙にトップに当たりました。当時の富士フィルムは、超ベテランの強力な経営者が全てを取り仕切っていました。トップを口説き落とそうとしました。ちょうど、デジタル時代が進み、写真フィルムの時代にかげりが見えていました。次の製品を世に送り出すため、研究開発投資を考える時期でした。1年

余り過ぎた頃から、行けそうだという感じをつかみました。ところが、今度は、富士フィルム側が、今度、古森重隆氏が全ての実権を握りました。研究所誘致が振り出しに戻るかと冷や汗をかきました。厳しい条件がつきましました。企業は、スピードを求めます。国や県の許認可を1年で済ませて欲しいというのです。無理難題だと感じましたが、激烈な競争にさらされている国際先端企業にとつては、当然の要求です。松沢成文^{しげふみ}神奈川県知事の決断で、手続きが進みました。工事も猛スピードです。若手の職員が夢中で取り組めました。徐々に登用を進めてきた効果が現れました。その結果、富士フィルムグループの新たな研究開発拠点、「先進研究所」の誘致に成功しました。平成18年4

月12日に開所しました。総投資額は、460億円に上ります。既に1,000人以上の研究員が勤務しています。

開成町の他にも競合相手はいました。土地の値段が全く比べ物にならず苦労しました。開成町では、工場用地でも坪20万円近くしますが、競合相手の地域は、非常に安い価格で打診をしていました。結果的には、坪10万円、富士フィルムに売り渡しました。また研究所周辺には公園を町のほうで造成し、環境にも配慮しました。整備に、14億6千万円かかり、売却代金が、8億9千万円です。これで、5億7千万円の赤字です。これは、税収が増え、穴埋めできると判断しました。実際に、そうなっています。また、開成町を選択された大きな理由の一つに、神奈川県が企業誘致促進の目玉として、大胆な助成策を実施し、70億円に上る補助があることも見逃せません。

その後

開所式で私は、「先進研究所」のシンボルが、知恵を象徴する「ふくらう」であることを捉えて「先進研究所のふくらうは目つきが鋭く、誰かに似ています。そうです。古森社長にそっくりです。ふ

駅から見た町の風景



くらうは夜飛び回ります。社長に一日中見張られているようなものです。嫌になったら、外に出てください。研究員の皆さんがほっとする様な空間を創るのが町の役目です。富士フィルムから税金がたくさん入ったら進めます。こんなあいさつをしました。古森社長は、苦笑いしていました。19年度は、少なくとも2億円程度、増収になります。国からの地方交付税をいただかなくて済むことになりました。

研究所の職員は、若い方が多く、会社では、独身寮を隣の市に急ぎよ建てました。いずれ結婚されます。どこに住まわれるかが競

フォーラム

争です。開成町の計画的な町づくりが強みになります。快適な環境の小学校が中心になっている新しい住宅地域もありますし、あじさいの里の近くに静かな住宅地も用意されています。そこから自転車で通勤されたらいかがでしょうか、と売り込もうと考えています。固定資産税と法人税だけでなく、是非、住民税も開成町に落としていただきたいです。

最後に

今年、9月7日、台風9号が小田原に上陸しました。開成町も直撃を受けました。足柄平野を流れる酒匂川は、記録的な豪雨のため一挙に増水しました。十文字橋という古い橋が落ちました。国、県は、直ちに支援に動いてくれました。来年8月の復旧を目指しています。ただ、災害という町づくりにとって根幹をなす出来事に遭遇して、自分たちの手で復旧しようという発想は湧いてきませんでした。国・県にすがろうと直ちに思い立って行動に移りました。果たしてこれで良いのだろうかとかとくじたる思いが残っています。自分たちに権限と財源があれば、違った対応ができたのではないかと思えてなりません。地方分権時代といわれながら、依然として、町村

は、国・県の動向に左右されながら漂っています。この構造を放置して良いはずがありません。私たち町村の側が、自立する気概を持ち立ち向かう必要があります。出来ることはやって見せるという気持ちで基本だと思えます。その結果として、広域合併が必要という方向が導き出されてこそ、真の市町村合併が実現でき、力強い地域が実現できます。

夢があります。開成町は、小さな二つの村が合併してできました。町の名前は、明治からある小学校の名前をとりました。「開成」という名前は、中国の古典「易経」にある「開物成務（かいぶつせいむ）」から取ったものです。「物」は、知識のことです。人の知識を開いて務めをなすという意味になります。要は、教育です。東京大学の前身は、東京開成学校でした。有名な受験校の名前にも、「開成」がありますね。本来は、受験だけに役に立つ知識ではなく、困難にあっても動じないだけの精神力に裏打ちされ、身を挺して世のために尽くすような人材を輩出させようということだと思えます。開成町の次の町づくりの目標は、町の名前に負けないような教育の町を創ることだと思っています。

(神奈川県開成町長 露木順一)

平成20年度 全国地域リーダー養成塾 塾生募集 中

全国地域リーダー養成塾は、平成元年度の創設以来、すでに五七六名の感性豊かな実行力のある地域のリーダーを養成し、その成果は各界から高く評価されています。

平成二十年度においても、熱意ある皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

【概要】

研修期間：平成二十一年一月末まで

研修内容：一般研修（年間七回を各三、四日間）
現地視察（七月の第三回一般研修「合宿研修」において）
修了者との合同研修（八月の第四回一般研修において）

先駆的地域づくり現地調査（十月中旬～十一月中旬にかけて二泊三日、五コース）
海外研修（希望者のみ 九月頃十日間を予定）

【塾長・主任講師】
塾長：大森 彌氏（東京大学名誉教授）
主任講師：山下 茂氏（明治大学大学院教授）
後藤 春彦氏（早稲田大学教授）
小田切徳美氏（明治大学教授）
内海 麻利氏（駒澤大学准教授）
大杉 覚氏（首都大学東京大学院教授）

【経費】
研修中の宿泊費（朝食含む）、教材費等については、地域活性化センターで負担します。

研修地までの往復の交通費、滞在中の昼食代・夕食代、海外研修に参加される場合の参加費用については、自己負担となります。

【募集人数】

四〇名程度

【応募資格】

地方公共団体等の職員
地域づくり団体のメンバーで市区町村長の推薦のある者
農協、商工会、第三セクター等の職員で市区町村長の推薦のある者

【応募方法】

十一月初旬に各市区町村に募集要項を送付しています。地域づくり団体の皆さんは、各市区町村の担当課にお問い合わせください。

【応募期限】

各市区町村を経由の上、平成二十年一月二十五日（金）までに（財）地域活性化センターに応募書類を提出してください。

問合せ先

（財）地域活性化センター
研修交流課 宮本
〒一〇三 〇〇一七
東京都中央区日本橋一三 四
日本橋プラザビル一三階
電話 〇三 五二〇二 六一三四
FAX 〇三 五二〇二 〇七五五

町村Navi特集

地域情報化で自立モデル創出を目指す

徳島県 上勝町

◆マイクロソフトと覚書締結
町は10月9日、マイクロソフト株式会社(本社「東京都渋谷区、ダレン・ヒューストン代表執行役社長」と「ICTを利活用した地域振興に関する覚書」を結んだ。ICT(情報通信技術)を利活用して地域振興を図るとともに、町と同様に過疎や少子高齢化等の課題を抱える地域の模範となる事例を創出するのが目的。

町とマイクロソフトは今後、IT技術者の不足する過疎地域での自立的なICT利活用促進の運用や、地域ぐるみのICTリテラシー(能力)の向上、町内に敷設されている光ファイバー網を活かした地域情報基盤の事例作成を共同で行う。

マイクロソフトが地域振興に関して町村と覚書を締結するのは初めて。

◆高齢者もICT利活用

町は徳島県の南東部よりに位置する人口2,052人の中山間地域。高齢化比率は48

%だが、75歳以上の老人医療費(1人当たり平均)は県内市町村で一番低く、町では「高齢者が県内では最も元気な町」と自負している。

町は従来からICTの利活用に積極的に取り組んでおり、木の葉や草花を料理の「つまもの」として商品化する「いもどり事業」では、女性を中心に平均年齢70歳の高齢者がパソコンを活用している。また、2005年度には光ファイバー網が整備され、町内86%の加入世帯がインターネットやIP電話を利用して

いる。
一方マイクロソフトは、05年に日本での企業活動計画「Plan」を策定、自治体や大学、NPOなどと連携した地域に根ざした企業活動の展開や事業拡大を目指している。07年7月には四国地域の活動拠点として、「四国支店」(香川県高松市)を開設。町との覚書締結は県内自治体との初の取り組みとなる。マイクロソフトは今後、町

の活動に必要なITインフラの情報提供と技術支援を行い、町内各機関・団体を支援する。

◆ICT利活用の促進モデル構築へ

覚書では具体的な取り組みとして、過疎地域の自立的なICT利活用促進モデルの創出、町内光ファイバー網を活かした産業・生活でのICT利活用促進、高齢者のICT利活用の検証と活用、情報モラル・情報セキュリティ・知的財産の活用に関する啓発活動 を挙げた。

「自立モデルの創出」では、地域の「ICTリーダー」の育成と地域ぐるみのICTリテラシーの向上に向け、実施体制や運用形態を構築する。構築した運用形態は、地域振興啓発パッケージの開発や全国でのセミナーを通じて、他の市町村と共有する予定。

また、「光ファイバー」では、町内に敷設された光ファイバー網を活かした町内各機関や団体、企業の事業の効率化・生産性向上策を探り、住民の生活を便利で豊かにするための活用事例を創出する。さらに「高齢者のICT利活用」では、「いもどり事業」

の成功の要因となっている高齢者のICT利活用について検証。そのノウハウを全国の高齢者のICT利活用の促進に活用する。またマイクロソフトは今後の製品開発にも活用する。

このほか「情報モラル等」では、町内でセミナーや研修会を行い、情報モラル・情報セキュリティの啓発活動を展開。さらにマイクロソフトは町が蓄積した地域振興に関する経験やノウハウなどの独自の知的財産を活用する。

◆徳島大学とも連携

なお、これらの取り組みは、これまで町の情報化を支援してきた徳島大学とも連携する。今後、役場や集落、各種団体の中からICT利活用のリーダーを育成するため、トレーニングやサポートを行う仕組みを設ける予定だ。

町は近く、マイクロソフトと徳島大学などと具体的な事業内容を話し合う検討組織を立ち上げ、来年度から本格的に展開する方針。人材育成やトレーニングなどを通じた町内の自立的なICT利活用の体制作りは早期に、投資を伴う情報システム等は長期的に取り組んでいきたい考えた。

NaviNaviNaviNavi 町村 NaviNaviNaviNavi

情 報

平成20年度「水辺施設」募集のお知らせ

財団法人リバーフロント
整備センター

財団法人リバーフロント整備センター(国土交通大臣認可団体)では、事業の一環として、日本宝くじ協会の助成を受けて水辺にアメニティの向上施設及び生物の生息環境の向上施設を整備し、当該市町村へ寄贈する「水辺施設の設置事業」を行っています。

この事業を通じて水辺空間の健全な利用を促進していただきたく、多数の水辺施設計画案を募集します。

1. 応募要件

- (1) 応募資格：市町村
- (2) 応募対象となる水辺
周辺に施設を整備することで、生物の生息環境やアメニティが向上し、かつ地域住民の高い利用度が期待される、河川(小川を含む)等の水辺。
- (3) 応募可能な水辺施設
「生物の生息環境」の向上に寄与する施設
身近な水辺の自然環境をより豊かにし、地域の生物の生息環境を整える生態環境保全・再生施設、生物の多様性や環境教育の場を創出するピオトープ等
「アメニティ」の向上に寄与する施設
水辺を観察するための観察小屋、デッキ、水辺で休憩するためのあずまや等
トイレは対象外
- (4) 応募方法
当センターのHP(http://www.rfc.or.jp/shisetsu_j/shisetsu_top.htm)から応募様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記宛先までご応募ください。
- (5) 応募締切り
平成20年1月25日(金)

2. 選定方法と発表

- (1) 選定方法
学識経験者、国土交通省担当官等からなる選定委員会により

選定します。

- 選定に際しては、「利用者の利便性」、「関連事業等の状況」、「施設用地の確保の状況」、「施設設置後の維持・管理計画」等の観点の評価の基準にします。

- (2) 選定施設数：6施設程度

- (3) 選定結果発表

選定結果は平成20年4月に応募市町村へ通知します。

3. 応募上の注意

- (1) 水辺施設のうち、「生物の生息環境」向上施設は一カ所につき上限450万円(税抜き)、「アメニティ」向上施設は一カ所につき上限900万円(同)の整備助成を行います。助成額はいずれも工事費のみです。
- (2) 水辺施設は、当センターが平成20年度に設置し、完成後に当該市町村へ寄贈します。
関連法規に係わる事前協議、調整、申請等については、当該市町村でお願いします。
- (3) 水辺施設の設置費用には、宝くじ助成金の充当を予定しています。

4. 応募および問い合わせ先

財団法人 リバーフロント整備センター

担当：企画部 阿部、天野

〒102-0082 東京都千代田区一番町8番地 一番町FSビル3F

Tel: 03 (3265) 7121 Fax: 03 (3265) 7456

E-mail: abe@rfc.or.jp URL: <http://www.rfc.or.jp/>

水辺施設の例
[平成18年度設置]

「三方湖野鳥観察デッキ」
(早瀬川水系三方湖/福井県若狭町)



「赤沼せせらぎ公園あずまや」
(那珂川水系糸巻川/栃木県那須塩原市)

豊かな生活 住みよい環境をつくる

安全有利な

公営企業債券



この債券の発行によって調達した資金は、地方公共団体の経営する公営企業や生活基盤整備等の事業に融資されます。

当公庫は、政府保証国内債、政府保証外債、財投機関債など投資家のニーズに合わせて多様な債券を発行しています。

発行条件や格付情報など詳しくは当公庫ホームページをご覧ください。

【<http://www.jfm.go.jp/> の「投資家の皆様へ」】

公営企業金融公庫

政策リーダー

政策

政策リーダー

「中央教育審議会教育課程部会」中間報告まとまる

中央教育審議会教育課程部会は、このほど、次期学習指導要領改訂への「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」（中間まとめ）を公表した。

学習指導要領は、社会の変化や子どもたちの現状を踏まえ、概ね10年に1度改訂しており、同報告では、始めに現行学習指導要領の理念、子どもたちの現状と課題及び課題の背景等を整理し、次に学習指導要領改訂の基本的な考え方として、改正教育基本法等を踏まえた改訂、「生きる力」という理念の共有、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・表現力等の育成、確かな学力を確立するために必要な授業時間の確保等を示した。

具体的な全体授業時間としては、(1)小学校では、国語、社会、算数、理科、体育の授業時数を6学年合わせて350時間程度増加、外国語活動（仮称）を新設、総合的な学習の時間は、週1コマ程度縮減、週当たりの授業時数を低学年で2コマ相当、中・高学年で1コマ相当増加する。(2)中学校では、国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の授業時数を400時間程度増加、教育課程の共通性を高めるため、選択教科の授業時数を高減し、必修教科の授業時数を増加、総合的な学習の時間は縮減し、3学年合わせて190時間、週当たり授業時数を各学年で1コマ相当増加するとしている。

また、教育内容に関する主な改善事項として、言語活動の充実、数理教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、小学校段階における外国語活動（仮称）等を新しい目標に掲げている。

温泉法改正案を閣議決定

政府はこのほど、「温泉法の一部を改正する法律案」を閣議決定した。本年6月に発生した東京都渋谷区の温泉施設の爆発死傷事故を受け、温泉法の目的として新たに「可燃性天然ガスによる災害の防止」を明記するとともに、温泉の掘削および採取に際して具体的な災害防止対策の実施を義務付けたもの。現行の温泉法は、天然ガスによる災害を想定していなかった。

同法案では、温泉の採取に係る許可制度を創設。今後、温泉の採取を継続的に行おうとする事業者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととした。許可を受けるためには、掘削・採取する施設の構造や設備が、災害防止の技術上の基準を満たしていることが求められる。都道府県知事は、技術基準に適合しない場合、許可の取消しまたは災害防止措置の命令ができることとする。

具体的な基準の内容については、温泉水とガスを分離する装置や採取設備周辺での火気の使用禁止、ガス検知器の設置などを盛り込み、今後省令で定める。

また、事業者があらかじめ災害防止対策の実施が必要かどうかの確認を知事に求めることができる制度も設けた。

可燃性ガスを含む温泉の安全対策については、環境省が有識者8人による検討会を設置。今回の改正案は、その検討会が9月にまとめた中間報告の内容を反映させたもので、今国会で成立すれば来秋にも施行される見通し。

有機農業等に関する意識・意向調査結果まとまる 農林水産省

農林水産省は、農業者、流通加工業者及び消費者が、有機農業をはじめとする環境保全型農業に対して、どのような意識・意向をもっているか調査を行い、このほどその結果をとりまとめた。

環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）については、ほぼすべての農業者が重要と答えており、同規範に記載されている事項の全てについて取り組んでいる者が2割、一部を除いて取り組んでいる者が5割となっている。

また、有機農業への取り組みについては、農業者の5割が「条件が整えば取り組みたい」としており、その条件としては「生産コストに見合う価格で取引してくれる販路の確保」、「収量、品質を確保できる技術の確立」をそれぞれ7割の農業者があげている。

一方、環境に配慮した農産物の購入又は取り扱いについては、9割以上の消費者、8割以上の流通加工業者が「現在、購入している（取り扱っている）」又は「一定の条件がそろえば購入したい（取り扱いたい）」としている。

消費者が求める条件としては、「表示が信頼できること」が7割強と最も多く、購入したい理由は、「安全な農産物だ」と思うから「が8割を超え、環境に配慮した安全な農産物に対する消費者の意識の高さがうかがえる。

また、流通加工業者が求める条件は、「1年を通して一定量が安定的に供給されること」が6割を超え、次いで「価格がもっと安くなること」が6割弱あった。